平成２５年（フ）第１７５号
愛知県常滑市大谷字奥條145番地
破産者　盛田　洋子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３０号
名古屋市港区明正２丁目91番地　明正第２雅ハイツ101号、従前の住所名古屋市中川区法華西町２丁目47番地の１
破産者　長坂　照清
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３０２号
横浜市南区白妙町４丁目43番地11　アーサクラスト横浜301
破産者　鈴木　健文
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４６号
名古屋市名東区宝が丘183番地　エボルシオン東光Ａ202号
破産者　栗本　和夫
法定代理人成年後見人　栗本　政子
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２９号
東京都青梅市河辺町６丁目19番地の５　ロータリーパレス河辺壱番館205号、開始決定時の住所兵庫県三木市別所町小林９番地の６
破産者　井本　　洋
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１号
広島市佐伯区五月が丘４丁目22番25号
破産者　Ｏｍｏｔｏこと　大本　亨徳
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８９号
横浜市鶴見区生麦５丁目16番26号
破産者　吉岡　直美（旧姓神野）
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３８号
横浜市磯子区磯子２丁目25番28号、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子４丁目14番16号
破産者　岸　　理
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６９０号
横浜市旭区左近山16番地１　左近山団地１街区29棟307号
破産者　佐藤　稔子
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７１５号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番３―1111号
破産者　松木　晴彦
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２８号
横浜市西区藤棚町２丁目197番地　県営新藤棚アパート３号棟201号
破産者　岡本　正信
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６号
和歌山市中之島1888番地、開始決定時の住所和歌山市加納43番地の７
破産者　殿村　圭司
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
高知県南国市東崎1609番地　ニューエル長岡Ａ102号
破産者　貞廣　和夫
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１００号
長崎県大村市富の原２丁目259番地１　メゾンサンパティーク205号、前住所長崎県諫早市小野町1072番地35
破産者　田中　　修
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第９０号
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原155番地17　渡辺アパートＤ棟
破産者　大出　賢次
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第９７号
栃木県小山市大字横倉新田４番地４
破産者　遠藤　和夫（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１６７号
大阪府泉佐野市鶴原1420番地、開始決定時の住所千葉県佐倉市白銀４丁目12番地１
破産者　山本　雅司
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６９号
千葉県八街市朝日567番地13
破産者　菊池　昭男
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部